

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月30日 (第1回)
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	藤沢市 142051
地域名 (地域内農業集落名)	長後地区(長後・高倉) (藪鼻、長後、長後通り、上合、高倉)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	39.97 ha
① 農業振興地域のうち農用地域内の農地面積	39.92 ha
② 田の面積	24.81 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	15.11 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.64 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)遊休農地面積:1.06ha	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区の農業者の平均年齢は70歳であり、70歳以上の農業者は4割を超え農家の高齢化、担い手不足が深刻化しており、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が必要である。

特に、水田については、耕作者の高齢化、水路の老朽化、機械更新に伴う農家の費用負担が大きく、収益性が低いと、水稲を担う農家は少ない現状である。水田も細分化されており、耕作面積が小さいため、営農環境の整備が必要である。

長後・高倉地区は果樹も盛んであるが、黒星病などの害虫被害も見受けられる。また、長後地区については、住宅街に近いと、農薬散布、音、堆肥の臭いに関する苦情もあり、農作業に支障がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水田の維持は難しいため、一部を畑地化することを検討し、水田と畑の区分けにより、営農環境の改善を進める。また、畑地化することで、果樹や露地野菜で拡大意向がある担い手を受け入れていく。

・営農意欲の高い新規就農者を積極的に受け入れていく。

・個人農家だけでは、限界のため、農業法人への集約も方針のひとつだが、基盤整備が必要となる。

・水田は長後駅から徒歩圏内であり、体験型農園に適しているが、トイレや休憩所の整備、農家の負担等、課題がある。

・離農した農家のハウスが使用されていないことがあるため、借りたい農家がすぐに借りれるように情報共有を行う。

・住宅街に近いことによる苦情については、農家と住民が互いに歩み寄り、農業に対する理解促進を図る。

・果樹の害虫被害については、県技術センターや農協が積極的に関わり、指導を行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者を中心に、担い手への農地集積を段階的に進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	33 %	将来の目標とする集積率	50 %
--------	------	-------------	------

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。